

東京国税局 総括(H27)

管轄区域-28. 7. 1  
面積-27. 10. 1  
世帯数・人口-28. 1. 1  
人口密度-28. 1. 1  
市町村数-28. 4. 1

(2) 管 区 表

税 務 署 名	所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世帯数	人 口	1km <sup>2</sup> 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名
							市	町	村	
千 葉 県	1 千 葉 東 千 葉 市 中央区 祐光 1 丁目 1 番 1 号	中央区（千葉南税務署管内の地域を除く。）、花見川区（千葉西税務署管内の地域を除く。）、稲毛区（千葉西税務署管内の地域を除く。）、若葉区、美浜区（千葉西税務署管内の地域を除く。）、	123.2	212	474	3,847	1	-	-	東
	2 千 葉 南 千 葉 市 中央区 蘇我 5 丁目 9 番 1 号	中央区のうち赤井町、今井 1～3 丁目、今井町、鶉の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗 1～3 丁目、蘇我 1～5 丁目、蘇我町 2 丁目、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町 1～3 丁目、宮崎 1・2 丁目、宮崎町、村田町、若草 1 丁目、緑区、市原市	464.1	201	493	1,062	1	-	-	南
	3 千 葉 西 千 葉 市 花見川区 武石町 1 丁目 520 番地	花見川区のうち朝日ヶ丘 1～5 丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井町、柏井 1・4 丁目、検見川町 1～3・5 丁目、犢橋町、こてはし台 1～6 丁目、作新台 1～8 丁目、さつきが丘 1・2 丁目、三角町、大日町、武石町 1・2 丁目、千種町、長作台 1・2 丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園 1～5 丁目、花見川、幕張町 1～6 丁目、幕張本郷 1～7 丁目、瑞徳 1～3 丁目、南花園 1・2 丁目、み春野 1～3 丁目、横戸台、横戸町 稲毛区のうち小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町 美浜区のうち磯辺 1～8 丁目、打瀬 1～3 丁目、豊砂、中瀬 1・2 丁目、浜田 1・2 丁目、ひび野 1・2 丁目、幕張西 1～6 丁目、真砂 1～5 丁目、美浜、若葉 1～3 丁目 習志野市、八千代市	124.9	270	643	5,143	2	-	-	西
	4 銚 子 銚 子 市 栄町 2 丁目 1 番地 1 号	銚子市、旭市、匝瑳市	316.2	62	168	531	3	-	-	銚 子 市
	5 市 川 市 川 市 北方 1 丁目 11 番 10 号	市川市、浦安市	74.8	303	646	8,643	2	-	-	船 橋 市
	6 船 橋 船 橋 市 東船橋 5 丁目 7 番 7 号	船橋市	85.6	272	623	7,282	1	-	-	館 山 市
	7 館 山 館 山 市 北条 1164 番地	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	576.6	53	128	222	3	1	-	木 更 津 市
	8 木 更 津 木 更 津 市 富士見 2 丁目 7 番 18 号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	758.2	130	327	431	4	-	-	松 戸 市
	9 松 戸 松 戸 市 小根本 53 番地の 3	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市	117.8	332	769	6,526	3	-	-	香 取 市
	10 佐 原 香 取 市 北 1 丁目 4 番地 1	香取市、香取郡	401.3	39	112	280	1	3	-	茂 原 市
	11 茂 原 茂 原 市 高師台 1 丁目 5 番地 1 茂原地方合同庁舎	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡	733.0	88	224	306	3	7	1	成 田 市
	12 成 田 成 田 市 加良部 1 丁目 15 番地	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡	691.7	279	711	1,027	7	2	-	東 金 市
	13 東 金 東 金 市 東新宿 1 丁目 1 番 12 号	東金市、山武市、山武郡、大網白里市	428.7	81	209	488	3	3	-	野 田 市
	14 柏 柏 市 あげほの 2 丁目 1 番 30 号	野田市、柏市、我孫子市	261.4	290	699	2,675	3	-	-	千 葉 県 計
		5,157.7	2,612	6,226	1,207	37	16	1		
東 京 都 区 内	15 麴 町 千 代 田 区 九段南 1 丁目 1 番 15 号 九段第 2 合同庁舎	千代田区のうち飯田橋 1～4 丁目、一番町、内幸町 1・2 丁目、大手町 1・2 丁目、霞が関 1～3 丁目、紀尾井町、北の丸公園、九段北 1～4 丁目、九段南 1～4 丁目、皇居外苑、麴町 1～6 丁目、五番町、三番町、千代田、永田町 1・2 丁目、二番町、隼町、一ツ橋 1 丁目、日比谷公園、平河町 1・2 丁目、富士見 1・2 丁目、丸の内 1～3 丁目、有楽町 1・2 丁目、四番町、六番町	8.2	16	31	3,803	-	-	-	麴 町

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名	所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世 帯 数	人 口	1km <sup>2</sup> 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名	
							市	町	村		
			km <sup>2</sup>	千世帯	千人	人					
東 京 都	16 神 田	千代田区神田錦町3丁目3番地	千代田区(麹町税務署管内の地域を除く。)	3.5	17	27	7,885	-	-	-	神
	17 日 本 橋	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館3階・4階	中央区(京橋税務署管内の地域を除く。)	3.2	26	44	13,708	-	-	-	日
	18 京 橋	中央区新富2丁目6番1号	中央区のうち明石町、入船1～3丁目、勝どき1～6丁目、京橋1～3丁目、銀座1～8丁目、新川1・2丁目、新富1・2丁目、築地1～7丁目、月島1～4丁目、佃1～3丁目、豊海町、八丁堀1～4丁目、浜離宮庭園、晴海1～5丁目、湊1～3丁目、八重洲2丁目	7.0	54	98	14,047	-	-	-	京
	19 芝	港区芝5丁目8番1号	港区(麻布税務署管内の地域を除く。)と東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	(12.6)	(79)	(150)	(11,957)	-	2	7	芝
	20 麻 布	港区西麻布3丁目3番5号	港区のうち赤坂1～9丁目、北青山1～3丁目、麻布十番1～4丁目、麻布台1～3丁目、麻布永坂町、西麻布1～4丁目、東麻布1～3丁目、麻布狸穴町、南青山1～7丁目、南麻布1～5丁目、元赤坂1・2丁目、元麻布1～3丁目、六本木1～7丁目	416.7	92	177	424	-	-	-	麻
	21 品 川	港区高輪3丁目13番22号	品川区(荏原税務署管内の地域を除く。)	7.8	51	93	11,944	-	-	-	品
	22 四 谷	新宿区三栄町24番地	新宿区(新宿税務署管内の地域を除く。)	17.0	133	245	14,376	-	-	-	四
	23 新 宿	新宿区北新宿1丁目19番3号	新宿区のうち大久保1～3丁目、歌舞伎町1丁目(1番1号・2番～30番・サブナード1号)、歌舞伎町2丁目、上落合1～3丁目、北新宿1～4丁目、下落合1～4丁目、新宿3丁目(15番11号・12号・17番5号～17号・18番～29番・31番3号～15号・33番～38番・サブナード1号)、新宿5丁目(13番6号～14号・14番5号～11号・18番6号～17号)、新宿6・7丁目、高田馬場1～4丁目、戸塚町1丁目、戸山3丁目(18番・21番)、中井1・2丁目、中落合1～4丁目、西落合1～4丁目、西新宿1～8丁目、西早稲田1丁目、西早稲田2丁目(1番26号～28号・3番～21番)、西早稲田3丁目、百人町1～4丁目、余丁町8番4号～6号	8.4	82	141	16,686	-	-	-	新
	24 小 石 川	文京区春日1丁目4番5号	文京区(本郷税務署管内の地域を除く。)	9.8	123	195	19,875	-	-	-	小
	25 本 郷	文京区西片2丁目16番27号	文京区のうち千駄木1～5丁目、西片1・2丁目、根津1・2丁目、本郷1～7丁目、本駒込1～6丁目、向丘1・2丁目、弥生1・2丁目、湯島1～4丁目	6.3	66	121	19,317	-	-	-	本
区	26 東 京 上 野	台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎	台東区のうち秋葉原、池之端1～4丁目、入谷1・2丁目、上野1～7丁目、上野公園、上野桜木1・2丁目、北上野1・2丁目、下谷1～3丁目、千束2丁目(33番～36番)、台東1～4丁目、日本堤2丁目(36番～39番)、根岸1～5丁目、東上野1～5丁目、松が谷3丁目(10番～23番)、松が谷4丁目、三ノ輪1・2丁目、谷中1～7丁目、竜泉1～3丁目	5.1	55	99	19,680	-	-	-	東
	27 浅 草	台東区蔵前2丁目8番12号	台東区(東京上野税務署管内の地域を除く。)	4.8	46	83	17,195	-	-	-	浅
	28 本 所	墨田区業平1丁目7番2号	墨田区(向島税務署管内の地域を除く。)	5.3	66	116	21,942	-	-	-	本
内	29 向 島	墨田区東向島2丁目7番14号	墨田区のうち押上2丁目(31番～43番)、押上3丁目、京島1～3丁目、墨田1～5丁目、立花1～6丁目、堤通1・2丁目、東墨田1～3丁目、東向島1～6丁目、文花1～3丁目、八広1～6丁目	6.5	74	138	21,128	-	-	-	向
	30 江 東 西	江東区猿江2丁目16番12号	江東区(江東東税務署管内の地域を除く。)	7.3	57	119	16,475	-	-	-	西
	31 江 東 東	江東区亀戸2丁目17番8号	江東区のうち大島1～9丁目、亀戸1～9丁目、北砂1～7丁目、新砂1～3丁目、東砂1～8丁目、南砂1～7丁目	27.2	126	257	9,441	-	-	-	東

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名	所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世 帯 数	人 口	1km <sup>2</sup> 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名	
							市	町	村		
東 京 都 区 内	32 荏 原	品川区中延1丁目1番5号	品川区のうち荏原1～7丁目、小山1～7丁目、小山台1・2丁目、戸越1～6丁目、中延1～6丁目、西中延1～3丁目、旗の台1～6丁目、東中延1・2丁目、平塚1～3丁目、二葉1～4丁目、豊町1～6丁目	5.8	80	143	24,649	-	-	-	荏
	33 目 黒	目黒区中目黒5丁目27番16号	目黒区	14.7	145	278	18,962	-	-	-	目
	34 大 森	大田区中央7丁目4番18号	大田区のうち池上1～8丁目、大森北1～6丁目、大森中1～3丁目、大森西1～7丁目、大森東1～5丁目、大森本町1・2丁目、大森南1～5丁目、北馬込1・2丁目、京浜島1～3丁目、山王1～4丁目、城南島1～7丁目、昭和島1・2丁目、中央1～8丁目、東海1～6丁目、中馬込1～3丁目、西馬込1・2丁目、東馬込1・2丁目、ふるさとの浜辺公園、平和島1～6丁目、平和の森公園、南馬込1～6丁目	19.1	127	242	12,689	-	-	-	大
	35 雪 谷	大田区雪谷大塚町4番12号	大田区のうち石川町1・2丁目、鶴の木1～3丁目、上池台1～5丁目、北千束1～3丁目、北嶺町、久が原1～6丁目、千鳥1～3丁目、田園調布1～5丁目、田園調布本町、田園調布南、仲池上1・2丁目、西嶺町、東嶺町、東雪谷1～5丁目、南久が原1・2丁目、南千束1～3丁目、南雪谷1～5丁目、雪谷大塚町	11.5	93	189	16,472	-	-	-	雪
	36 蒲 田	大田区蒲田本町2丁目1番22号	大田区(大森税務署及び雪谷税務署管内の地域を除く。)	30.1	151	286	9,512	-	-	-	蒲
	37 世 田 谷	世田谷区用賀4丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー20階	世田谷区(北沢税務署及び玉川税務署管内の地域を除く。)	19.2	168	325	16,965	-	-	-	世
	38 北 沢	世田谷区松原6丁目13番10号	世田谷区のうち赤堤1～5丁目、梅丘1～3丁目、大原1・2丁目、粕谷1～4丁目、上北沢1～5丁目、北鳥山1～9丁目、北沢1～5丁目、給田1～5丁目、経堂1～5丁目、豪徳寺1・2丁目、桜上水1～5丁目、代沢1～5丁目、代田1～6丁目、千歳台1～6丁目、八幡山1～3丁目、羽根木1・2丁目、船橋1～7丁目、松原1～6丁目、南鳥山1～6丁目、宮坂1～3丁目	19.0	174	324	17,090	-	-	-	北
	39 玉 川	世田谷区玉川2丁目1番7号	世田谷区のうち宇奈根1～3丁目、大蔵1～6丁目、岡本1～3丁目、奥沢1～8丁目、尾山台1～3丁目、鎌田1～4丁目、上野毛1～4丁目、上用賀1～6丁目、砧公園、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町1・2丁目、新町1～3丁目、瀬田1～5丁目、玉川1～4丁目、玉川台1・2丁目、玉川田園調布1・2丁目、玉堤1・2丁目、等々力1～8丁目、中町1～5丁目、野毛1～3丁目、東玉川1・2丁目、深沢1～8丁目、用賀1～4丁目	19.9	121	253	12,683	-	-	-	玉
	40 渋 谷	渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎	渋谷区	15.1	136	225	14,902	-	-	-	渋
	41 中 野	中野区中野4丁目9番15号	中野区	15.6	196	329	21,120	-	-	-	中
	42 杉 並	杉並区成田東4丁目15番8号	杉並区のうち阿佐谷北1～6丁目、阿佐谷南1～3丁目、和泉1～4丁目、梅里1・2丁目、永福1～4丁目、大宮1・2丁目、上高井戸1～3丁目、高円寺北1～4丁目、高円寺南1～5丁目、下高井戸1～5丁目、高井戸西1～3丁目、高井戸東1～4丁目、成田西1～4丁目、成田東1～5丁目、浜田山1～4丁目、方南1・2丁目、堀ノ内1～3丁目、松ノ木1～3丁目、和田1～3丁目	18.4	181	315	17,139	-	-	-	杉
	43 荻 窪	杉並区天沼3丁目19番14号	杉並区(杉並税務署管内の地域を除く。)	15.7	132	250	15,973	-	-	-	荻
	44 豊 島	豊島区西池袋3丁目33番22号	豊島区	13.0	177	291	22,404	-	-	-	豊
	45 王 子	北区王子3丁目22番15号	北区	20.6	177	342	16,583	-	-	-	王

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名	所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世 帯 数	人 口	1km <sup>2</sup> 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名	
							市	町	村		
			km <sup>2</sup>	千世帯	千人	人					
東 京 都 区 内	46 荒 川	荒川区西日暮里6丁目7番2号	荒川区	10.2	102	212	20,881	-	-	-	荒
	47 板 橋	板橋区大山東町35番1号	板橋区	32.2	292	563	17,477	-	-	-	板
	48 練 馬 東	練馬区栄町23番7号	練馬区(練馬西税務署管内の地域を除く。)	26.8	210	438	16,330	-	-	-	東
	49 練 馬 西	練馬区東大泉7丁目31番35号	練馬区のうち大泉町1～6丁目、大泉学園町1～9丁目、上石神井1～4丁目、上石神井南町、下石神井1～6丁目、石神井台1～8丁目、石神井町1～8丁目、関町北1～5丁目、関町東1・2丁目、関町南1～4丁目、立野町、西大泉1～6丁目、西大泉町、東大泉1～7丁目、南大泉1～6丁目	21.3	128	285	13,393	-	-	-	西
	50 足 立	足立区千住旭町4番21号 足立地方合同庁舎	足立区(西新井税務署管内の地域を除く。)	26.9	179	378	14,082	-	-	-	足
	51 西 新 井	足立区栗原3丁目10番16号	足立区のうち伊興1～5丁目、伊興本町1・2丁目、入谷1～9丁目、入谷町、梅島1～3丁目、梅田1～8丁目、扇1～3丁目、小台1・2丁目、興野1・2丁目、加賀1・2丁目、栗原1～4丁目、江北1～7丁目、古千谷1・2丁目、古千谷本町1～4丁目、皿沼1～3丁目、鹿浜1～8丁目、島根1～4丁目、新田1～3丁目、関原1～3丁目、椿1・2丁目、舎人1～6丁目、舎人公園、舎人町、西新井1～7丁目、西新井栄町1～3丁目、西新井本町1～5丁目、西伊興1～4丁目、西伊興町、西竹の塚1・2丁目、東伊興1～4丁目、堀之内1・2丁目、宮城1・2丁目、本木1・2丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、谷在家1～3丁目	26.4	133	294	11,121	-	-	-	西
	52 葛 飾	葛飾区立石8丁目31番6号	葛飾区	34.8	202	444	12,747	-	-	-	葛
	53 江 戸 川 北	江戸川区平井1丁目16番11号	江戸川区(江戸川南税務署管内の地域を除く。)	33.0	196	434	12,468	-	-	-	北
	54 江 戸 川 南	江戸川区清新町2丁目3番13号	江戸川区のうち一之江町、宇喜田町、江戸川5・6丁目、北葛西1～5丁目、清新町1・2丁目、中葛西1～8丁目、西葛西1～8丁目、西瑞江5丁目、二之江町、春江町5丁目、東葛西1～9丁目、船堀1～7丁目、堀江町、南葛西1～7丁目、臨海町1～6丁目	16.9	113	247	16,381	-	-	-	南
	都 区 内 計			1,030.9	4,816	9,314	9,036	-	2	7	計
多 摩 地 区	55 八 王 子	八王子市子安町4丁目4番9号	八王子市	186.4	254	577	3,093	1	-	-	八
	56 立 川	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.1	289	640	7,106	6	-	-	立
	57 武 蔵 野	武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番1号	武蔵野市、三鷹市、小金井市	38.7	224	454	11,720	3	-	-	武
	58 青 梅	青梅市東青梅4丁目13番4号	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	572.7	158	390	682	4	3	1	青
	59 武 蔵 府 中	府中市本町4丁目2番地	府中市、調布市、狛江市	57.4	269	570	9,929	3	-	-	府
	60 町 田	町田市中町3丁目3番6号	町田市	71.8	187	432	6,023	1	-	-	町
	61 日 野	日野市万願寺6丁目36番地の2	日野市、多摩市、稲城市	66.5	187	421	6,330	3	-	-	日
62 東 村 山	東村山市本町1丁目20番22号	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.5	320	732	9,570	5	-	-	東	
多 摩 地 区 計			1,160.1	1,887	4,216	3,634	26	3	1	計	
東 京 都 計			2,190.9	6,703	13,531	6,176	26	5	8	計	

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名	所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世帯数	人 口	1km <sup>2</sup> 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名	
							市	町	村		
			km <sup>2</sup>	千世帯	千人	人					
神 奈 川 県	63 鶴 見	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目38番32号	鶴見区	33.2	133	285	8,586	-	-	-	鶴
	64 横 浜 中	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎	西区、中区	28.2	131	247	8,761	1	-	-	中
	65 保 土 ケ 谷	横浜市保土ヶ谷区帷子町2丁目64番地	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	71.8	246	577	8,033	-	-	-	保
	66 横 浜 南	横浜市金沢区並木3丁目2番9号	南区、磯子区、金沢区、港南区	82.6	348	778	9,427	-	-	-	南
	67 神 奈 川	横浜市港北区大豆戸町528番5	神奈川区、港北区	55.1	283	584	10,588	-	-	-	神
	68 戸 塚	横浜市戸塚区吉田町2001番地	戸塚区、栄区、泉区	77.9	225	551	7,080	-	-	-	戸
	69 緑	横浜市青葉区市ヶ尾町22番地3号	緑区、青葉区、都筑区	88.6	281	703	7,933	-	-	-	緑
	70 川 崎 南	川崎市川崎区榎町3番18号	川崎区、幸区	49.5	185	385	7,777	1	-	-	南
	71 川 崎 北	川崎市高津区久本2丁目4番3号	中原区、高津区、宮前区	49.7	326	702	14,124	-	-	-	北
	72 川 崎 西	川崎市麻生区上麻生1丁目3番14号 川崎西合同庁舎	多摩区、麻生区	43.8	181	390	8,911	-	-	-	西
川 須 賀 市	73 横 須 賀	横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎	横須賀市、三浦市	132.9	183	451	3,395	2	-	-	横
	74 平 塚	平塚市松風町2番30号	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	253.4	244	587	2,317	3	2	-	平
	75 鎌 倉	鎌倉市佐助1丁目9番30号	鎌倉市、逗子市、三浦郡	74.0	110	261	3,532	2	1	-	鎌
	76 藤 沢	藤沢市朝日町1番地の11	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	118.6	298	712	6,005	2	1	-	藤
	77 小 田 原	小田原市荻窪440番地	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	635.1	139	347	546	2	8	-	小
	78 相 模 原	相模原市中央区富士見6丁目4番14号	相模原市	328.7	312	721	2,195	1	-	-	相
	79 厚 木	厚木市水引1丁目10番7号	厚木市、愛甲郡	199.4	113	269	1,349	1	1	1	厚
	80 大 和	大和市中央5丁目14番22号	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	93.4	245	577	6,177	4	-	-	大
<b>神 奈 川 県 計</b>			<b>2,415.8</b>	<b>3,983</b>	<b>9,129</b>	<b>3,779</b>	<b>19</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	<b>計</b>	
山 梨 県	81 甲 府	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、中巨摩郡	1,335.5	190	465	348	6	1	-	甲
	82 山 梨	山梨市上神内川738番地	山梨市、笛吹市、甲州市	755.8	51	136	180	3	-	-	山
	83 大 月	大月市御太刀2丁目8番10号 大月地方合同庁舎	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡	1,309.3	69	181	138	4	2	6	大
	84 鰺 沢	南巨摩郡富士川町鰺沢1502番の1	西八代郡、南巨摩郡	1,060.0	20	53	50	-	5	-	鰺
<b>山 梨 県 計</b>			<b>4,465.3</b>	<b>330</b>	<b>834</b>	<b>187</b>	<b>13</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>計</b>	
<b>全 管 計</b>			<b>14,229.7</b>	<b>13,628</b>	<b>29,720</b>	<b>2,089</b>	<b>95</b>	<b>42</b>	<b>16</b>	<b>計</b>	

(注) 1 「税務署名」及び「所在地」は、平成28年7月1日現在である。  
 2 「世帯数」及び「人口」は、各都県の推計による計数である。  
 3 「面積」、「世帯数」、「人口」及び「人口密度」の芝税務署管内の( )書の計数は、島部(伊豆七島、小笠原諸島)を除いた計数である。  
 4 「市町村数」のうち、同一市を2署以上で管轄している場合には、当該市は主たる地域を管轄する署に含めている。